

安定ヨウ素剤の配布等に関する検討内容

1 PAZ 圏内の事前配布率向上

(1) 事前配布説明会の実施日時 of 拡充

生活の多様化に配慮し、住民が受け取りやすい時間を選ぶように、実施日時を拡充する。

従来、日曜日に実施していた事前配布説明会を、今年度から平日夜にも開催しており、来年度以降も同様に実施する。

【参考】本年度の実施状況

6月16日（金） 午後6時30分～午後8時30分（配布者数：61人）

6月18日（日） 午前9時～正午（配布者数：107人）

（次回の実施予定）

11月17日（金） 午後6時30分～午後8時30分

11月19日（日） 午前9時～正午

(2) PAZ 圏内各コミュニティ協議会による事前広報

対象住民の参加を促すとともに、失念による不参加等を防止するため、配布説明会の開催直前に、防災行政無線による周知広報を行う。

開催通知は、開催日の約1ヵ月前に送付しており、失念している住民等もいることから、改めてPAZ圏内各コミュニティ協議会が、事前配布説明会の前日及び当日に、地区住民へ防災行政無線による放送を行う。

2 P A Z圏内における一時滞在者への対応

○ 一時滞在者への緊急配布場所等の周知広報

鹿児島県や薩摩川内市からの広報において、安定ヨウ素剤の緊急配布場所等の周知広報を行う。

- ・ 防災行政無線，広報車，緊急速報メールサービス等による伝達
- ・ P A Z圏内のコンビニエンスストア等への周知協力依頼
- ・ 宿泊施設（ホテル・旅館・民宿等）内での館内放送

一時滞在者へは，警戒事態発生時に帰宅等の呼びかけが行われることになっており，自家用車等で速やかに帰宅等が可能な者は帰宅することが前提である。

しかし，自家用車等の移動手段を確保できない一時滞在者は，施設敷地緊急事態で一時集合場所に集合し，県や薩摩川内市が準備した車両で避難することとされており，全面緊急事態まで滞在した場合は，緊急配布場所で安定ヨウ素剤の緊急配布を受けることになる。

このため，その内容について，一時滞在者に周知が図られるようにする。

3 U P Z 圏内避難住民への迅速な配布

(1) U P Z 圏内における緊急配布場所の設置

U P Z 圏内の住民に対して安定ヨウ素剤の緊急配布が必要な場合、住民が避難退域時検査場所での配布より早い段階で配布を受けるため、U P Z 圏内の避難経路上に緊急配布場所を設置する。

なお、具体的な場所については、関係市町との協議や原子力防災訓練での試行の結果等を踏まえて選定する。

関係7市2町と協議し、現在、U P Z 圏内の避難経路上で一定規模の駐車場を有する公共施設等（12か所）を緊急配布場所の候補地としてリストアップ済み。

今後、緊急配布場所の拡充について、関係市町の地域防災計画等に定めるU P Z 圏内の一時集合場所での配布等も含めて引き続き協議を進める。

なお、新たに設ける緊急配布場所での配布を原則とするが、当該場所で配布が受けられない場合も想定されることから、従来どおり、避難退域時検査場所でも、安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

(2) 緊急配布をスムーズに実施するための方策の導入

安定ヨウ素剤を早急に配布するとともに、避難経路での渋滞を防止するため、緊急配布に係る配布方法を見直し、配布時間の短縮を図る。

ア 避難時の緊急配布

U P Z 圏内での緊急配布に当たり、避難経路での渋滞回避と、配布する際の住民の被ばく防止のため、自家用車による避難者へは車の窓越しでの配布、バスによる避難者へはバスに乗り込んでの配布を行う。

イ 必要書類の事前配布

配布時に用紙を記入する時間を省くため、県と関係市町は、安定ヨウ素剤服用に関する説明書と住所、氏名及びヨウ素アレルギーの有無を記入する用紙をあらかじめ住民に配布する。

住民は、その用紙に必要事項を事前に記入しておき、その用紙を提出することにより、安定ヨウ素剤を受け取る。

ウ 必要書類を有していない住民への対応

必要事項を記載した用紙を所持していない住民については、ヨウ素アレルギー等の有無及び服用の意志を口頭確認した後、安定ヨウ素剤を配布するとともに、安定ヨウ素剤服用に関する説明書、住所、氏名及びヨウ素アレルギーの有無を記入する用紙を配布する。

住民は、避難する間に、その用紙に必要事項を記入し、避難退域時検査場所で提出する。

4 UPZ圏内における事前配布

UPZ圏内の居住者のうち、一定の要件に該当し、希望する住民について、安定ヨウ素剤の事前配布を実施する。

(1) 配布対象者

UPZ圏内に居住しており、一定の要件（緊急時に障害や病気等の理由により速やかに安定ヨウ素剤の配布を受けることができない）を満たし、事前配布を希望する住民を対象とする。

(2) 一定の要件

次のいずれかに該当し、緊急時に受け取りに行くことが難しい者

- ① 障害や病気のある者
- ② 高齢者のうち災害時に配慮を要する者
- ③ 乳幼児
- ④ ①～③との均衡上、特に認める者
- ⑤ ①～④に該当する者が世帯にいる者

(①の例)

- ・ 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の被交付者
- ・ 特定疾患医療受給者証，特定医療費(指定難病)受給者証の被交付者 など

(②の例)

- ・ 要介護・要支援認定者
- ・ 一人暮らし，高齢者のみの世帯 など